

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解
1	森づくり推進課	配慮書 3-99(135)	地域森林計画対象森林を伐採する場合は、該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行ってください。 森林法第10条の8の規定による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。 また、森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。 地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。	地域森林計画対象森林を伐採することとなった場合、該当地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法により行うこととします。 また、ご指導いただいた内容を踏まえ、必要な手続きを行います。
2	治山林道課	配慮書 P111 表3.1.5-21(2) P112 8-9行目 P113 表3.1.5-22(2) P118 図3.1.5-8(5) P141 図3.2.2-1(1) P198 14-18行目 P199 図3.2.8-6 P205 表3.2.9-1(2) P255 表4.3.5-1(3) P256 表4.3.5-2(2) P261 表4.3.5-1(5) P264 表4.3.5-3 要約書 P41 表3.1.5-10(2) P43 表3.5-11(2) P53 表3.2.8-1(2) P79 表4.3.5-1(2) P80 表4.3.5-2(2) P85 図4.3.5-1(5) P87 表4.3.5-3	保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。 保安林については、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときは、保安林の指定の解除手続きが必要です。 地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等が解除の要件となります。 なお、開発行為が、保安林の土地の形質変更行為の許可基準内であり、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、保安林解除ではなく、作業許可により開発が可能です。	今後の事業計画において、保安林の変更が回避できない場合、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努め、範囲を必要最小限となるよう配慮すると共に、必要に応じて解除または作業許可の手続きを行います。
3	新エネルギー推進課	P207 表4.1-1	「大気環境」の「振動」については、『事業計画策定ガイドライン(風力発電)2020年4月改訂 資源エネルギー庁』において「地域住民との間で問題となるケースが報告されている」との記載があるため、項目の選定にあたり、検討が必要であると考えられる。	計画段階環境配慮書の段階では、工事計画の熟度が醸成していないため、工事期間中の「大気環境」および「振動」について項目の選定を行っていませんが、方法書段階において、工事計画を踏まえ、必要に応じて項目選定を行います。
4	環境共生課		・高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認された場合は、事前に環境共生課へ協議のうえ、保全の措置をとってください。 ・事業実施想定区域及びその周辺において希少野生動植物が生息・生育する可能性がある場合は、事業施工にあたっては、希少野生動植物への配慮をお願いします。 (高知県希少野生動植物保護条例第5条) 事業施工にあたっては、計画区域及びその周辺において、希少野生動植物の生息・生育状況等、環境への負荷について調査をすることに努めるとともに、生息・生育等が確認された場合、希少野生動植物へ与える影響を回避する又は回避困難等の事情によりやむを得ず影響を与える場合は、負荷を低減(移植、工法の変更等)するなどの措置をとり、希少野生動植物の保護に努めてください。 ・ニホンジカの食害被害が多い地域であるため、餌場や通行経路となる草地を作らないなど、希少野生植物への食害を拡大させない配慮をお願いします。 ・令和3年度に改訂を予定している高知県レッドデータブック(植物編)のベースになる高知県レッドリスト(植物編)を令和2年3月31日に改訂していますので、今後の手続において反映してください。	・高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認された場合は、事前に環境共生課へ協議を要請し、必要な保全措置を検討のうえ実施します。 ・準備書以降において、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周辺において希少野生動植物が生息・生育していることが確認された場合には、希少野生動植物への影響を考慮し、回避または軽減のため必要な保全措置を検討のうえ実施します。 ・ニホンジカの樹林、下草等の食害被害を拡大しないよう、情報を収集のうえ餌場や通行経路となる草地を作らないなど必要な対策を検討し、事業計画に反映します。 ・ご指摘に従い、方法書以降の図書において、最新のレッドリストを反映します。

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解
5	工業振興課		意見等は特にありません。 ※計画段階環境配慮書に対する意見等は特にありませんが、事業実施想定区域内において、採石法(工業振興課)の適用および鉱業権(四国経済産業局所管)が設定されている可能性がありますので、ご参考までに別紙「その他計画に関する意見等」として申し添えておきます。	参考としていただいた「その他計画に関する意見等」を踏まえ、採石法、鉱業権を考慮し事業計画に反映します。
6	農業基盤課	要約書 P-13	本事業により設置される施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続が必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続を行ってください。	本事業により設置される施設の設置場所および改変を伴う範囲が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続が必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続を行います。
7	漁業管理課	配慮書 P228,P234 要約書 P30,P69	○水産資源保護法に基づき高知県内水面漁業調整規則によって「水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。」と規定されていますので、開発に係る排水について十分な管理を行ってください。 ○開発予定区域付近については、魚梁瀬淡水漁協が第五種共同漁業権を有しておりますので、当該漁業協同組合に事前に周知するとともに、漁業権漁業に影響を与える可能性がある場合は、協議を行ってください。 根拠法令等 ○水産資源保護法第4条第2項第4号 ○高知県内水面漁業調整規則第24条第1項	○工事期間中および供用開始後の排水の管理について、水産動物への影響を回避・低減するよう保全措置を検討し実施します。 ○魚梁瀬淡水漁協が第五種共同漁業権の範囲を確認し、必要に応じて当該漁協と協議を行います。
8	文化財課	配慮書 資料-6	○ヤイロチョウは高知県の天然記念物に指定されていますので、選定根拠 I の欄に記載をお願いします。 ○特別天然記念物カモシカについては、平成30・令和元年度に実施した四国山地カモシカ特別調査において、馬路村での生息が確認されていますので、カモシカ保護のための配慮をお願いします。 また、その他の国及び県指定の天然記念物についても、調査段階において生息が確認された場合には、当課に協議をお願いします。	○ご指摘に従い、方法書においてヤイロチョウを選定根拠 I の欄に追記します。 ○準備書以降の現地調査において、カモシカを含め国及び県指定の天然記念物の生息が確認された場合には文化財課へ協議を要請し、保護のため必要となる保全措置を検討し実施します。
9	用地対策課	配慮書 P13	○土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出てください。(国土利用計画法 第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制) (取引の規模:面積要件) ①市街化区域 2,000m ² 以上 ②①を除く都市計画区域 5,000m ² 以上 ③都市計画区域以外の区域 10,000m ² 以上 ○高知県内の開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。 (条例の主な手続き) ・開発計画書の提出による事前協議 ・開発計画の内容について、地元住民等の関係者への説明 ・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重 相談先:高知県土木部用地対策課 tel:088-823-9817	○ご指摘の通り、「国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制」に従い、土地を所在する市町村役場に届け出を行います。 ○現段階において、高知県内における開発区域の面積は10haを超えないと想定しておりますが、今後の事業計画において10haを超えることとなった場合には、ご指摘に従い、条例に規定されている手続きを実施します。
10	鳥獣対策課		事業範囲はほとんど徳島県であり、風力発電機設置エリアの想定区域にわずか高知県馬路村が含まれているだけであるので、高知県鳥獣対策課としては特に意見はありません。ただ、P235の記述のように重大な影響を受ける動物が生息しており、猛禽類の渡りのルートにも入っている可能性もあるので、機器の設置についてはバードストライク等の十分配慮するようにお願いします。	今後、準備書段階において現地調査を実施し、生息する動物、猛禽類の渡りルートに対する予測・評価を実施し、バードストライク等の対策を含め適切な保全措置を検討します。

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解
11	安芸国森林管理局		<p>風力発電事業実施想定区域内の馬路村(国有林)においては、今後、造林事業等を実施する区域が含まれることから、森林施業との調整や管理経営上において、支障がないか検討を行う期間が必要となるため事前の協議をお願いする。 また、法令制限のある保安林等に指定されている場合には必要な手続きを行う必要があるため、事前に協議されたい。</p>	<p>風力発電事業実施想定区域内の馬路村(国有林)及び法令制限のある保安林等につきまして、協議にお伺いします。</p>
12	馬路村	<p>配慮書 p.212 4.3.1 騒音及び超低周波音 p.220 4.3.3 動物 p.275 4.4 総合評価</p>	<p>①馬路村では天然記念物であるカモシカやサル、シカなど野生鳥獣が数多く生息しています。長年、野生鳥獣による特産品の柚子を始めとする農作物の食害が発生しており、各種対策を村や鳥獣被害対策協議会、馬路村農協ゆず部会、狩猟者等で実施しています。風力発電による騒音及び超低周波音により野生鳥獣の生息域が移動して、今以上の食害が増加及び拡大するのではないかと懸念しております。</p> <p>②集落である魚梁瀬地区が、風力発電設置エリアから約10km圏内に位置しており、騒音及び超低周波音や振動による基準値以下の場所ではあるが、長時間や長年によって人体への健康被害が懸念される。</p> <p>③観光資源として、活用している魚梁瀬県立自然公園である甚吉森や約1km地点にあるお化け杉などの山々からの眺望エリアに含まれることから、本村の自然観光振興に影響が懸念される。</p>	<p>①鳥獣による農作物等への被害に関し、一要因として考えられる生息環境の変化につきまして、他の生物も含め生態系への影響を回避または低減するための保全措置を検討し、鳥獣被害拡大を助長しないよう努めます。</p> <p>②施設の稼働に伴う騒音による影響につきまして、環境省が提示している指針値を超えないことを前提とし、さらなる影響の低減のため保全措置を検討します。 超低周波音につきましては、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)において、「風車騒音の超低周波音領域の成分は、知覚できないレベルであることがわかった。」とされておりますが、調査、予測及び評価を行う予定です。 施設の稼働に伴う振動に関しましては、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 別表第五」(平成10年通商産業省令第五十四号)において参考項目となっていないことから、特に振動による影響が顕著な施設であるとは考えておりません。</p> <p>③魚梁瀬県立自然公園等の馬路村の自然景観について、今後、フォトモンタージュ等による影響の予測、評価を行い、適切な保全措置について検討し、必要に応じて貴村関係機関へ相談させていただきます。</p>